

定住化への道—外国人受け入れ体制の確立に向けて（提言）

公益財団法人 日本国際交流センター
執行理事 ^{めんじほ} 毛受敏浩

提言の総括

人口減少が今後、急速に進む日本において、移民受け入れの議論を早急に始める必要がある。移民受け入れ政策は4つの柱からなる。それぞれの柱について中長期的なスタンスから対策を講じる必要がある。4つの柱とは、（1）入国管理設計（2）移民ソフトランディング（3）日本人の新意識の醸成（4）将来日本のビジョンの提示である。

人口減少下において政府として最初に求められるのは、健全な「移民」受け入れの議論を先導することである。（1）入国管理設計においては、日本語を学ぶ意志を持った優良人材を選別して入国させ、社会のニーズに合わせて幅広い分野で戦略的に受け入れることが求められる。（2）移民ソフトランディングについては、従来から全国で行われている多文化共生活動を積極的に支援することが求められる。（3）日本人の新意識の醸成に関しては、正規入国の外国人に対して積極的に歓迎する姿勢を示す明確なメッセージを示すこと、また日本に住む外国人の貢献を積極的に評価することが求められる。（4）将来日本のビジョンの提示に関しては、外国人と日本人とがウィン・ウィンの関係を作り相互互恵的な社会を作る「多文化パワー」社会の構築を提示すべきである。

1. 人口減少の今と未来

日本は深刻な少子高齢化に直面しすでに人口減少が始まっている。人口減少は今後、加速度的に進行していく。2020年には毎年60万人、30年には85万人のペースとなると想定されている。

すでに高齢化が進行する中で介護や看護の人材も不足している。2013年現在、149万人の介護職員は、団塊の世代が75歳以上になる2025年度には237万～249万人必要になると見込まれる。すなわち100万人近い人材を新たに確保しないと、将来の介護需要に対応できないと懸念されている。また2020年のオリンピックを控えて建設労働者の不足が深刻化しており、政府では技能実習制度の改善による外国人労働者の受け入れについての議論が行われている。

しかし、人口減少に対して一時しのぎの外国人労働者の受け入れでは対応は不可能であり、日本として他の先進国と同様に外国人（移民）の受け入れを本格的に議論すべき時機を迎えている。

一方、日本国内では外国人受け入れの議論はほとんど進捗していない。一般国民の間に移民に対するネガティブなイメージと偏見があることが、健全な外国人受け入れ議論が進

まない大きな理由の一つとなっている。

本報告は外国人受け入れ政策全体を俯瞰しながら、受け入れに際しての現状と課題を明らかにしつつ、今後の外国人受け入れについての提言を行うものである。

2. 外国人受け入れの枠組み

移民政策は、どこの国から、どのようなバックグラウンドを持った人を、何人、どのような資格で受け入れるのかと行った「入国管理設計」と外国人の受け入れに際して日本としてどのように対応するのかという「外国人受け入れ体制」、さらに移民を受け入れたことによってどのような未来についてのビジョンを描くのかという将来日本のビジョンに分けて考えることができる。

入国管理設計では、日本の現在の人口減少における状況を勘案してどのような移民を受け入れるべきかについて考察することが求められる。受け入れ体制では、外国人の日本での暮らしの円滑化を図る「移民ソフトランディング政策」と「受け入れに伴う日本人の新意識の醸成」に大別することができる。日本には正規の移民受け入れ政策はないものの、これまで多文化共生事業を行ってきた経験を持ち、その意味で移民ソフトランディング政策については相当程度、経験を有しその地域レベルでの対応は進捗しているといえる。しかしながら、移民受け入れという政府の方針が欠如しているために各自治体にその取組みが任されており、さらに移民として正式に認められれば保証されるべき日本語学習などのさまざまな権利が明確になっていないという課題がある。

受け入れ体制のもう一つの柱である「受け入れに伴う日本人の新意識の醸成」については大きく遅れている。その理由は政府の移民受け入れ方針が欠如しているために、各自治体としてどこまでその課題に踏み込むべきかが明らかになっておらず、その結果、事業化が遅れ、また実施された場合も中途半端な状況に留まっている。政府は、受け入れについての国民的なコンセンサスがない中で政府としても受け入れを進められないというジレンマに陥っている。

将来ビジョンの提示も極めて移民受け入れを考える際に重要なテーマである。単に労働者不足の一時的な解消をめざして受け入れを行うのではなく、移民受け入れをすることによって日本がどのような社会をめざすべきなのかについて明確なビジョンを示すことが移民受け入れを進める大前提となる。

3. 入国管理設計

入国管理設計は日本としてどの国からどのような資格を持った外国人を何人受け入れるかということの意味する。最初に、現在の日本に定住している外国人について確認したい。

日本には2012年末現在、204万人の外国人が定住している。この数字は総人口の1.6%に相当するが欧州での移民の割合が10~20%であることを考えると極めて少ない割合となっている。

定住外国人のうち、在日韓国・朝鮮人はかなりの部分を占めてきた。彼らは日本語が不自由なく話せ、帰化も進んでおり、その数は毎年減少しているが、現在、39万人を数える。1990年の入管法の改正によって急増した日系南米人については、リーマンショックによって多くが帰国した。現在も減少傾向が続いており、日本に定住する日系ブラジル人は18万人となっている。

3K分野の人材不足を解消するしくみとして技能実習生制度がある。技能実習生は本来、途上国に対する技術移転の目的で行われるものであるが、実態としては安価な労働力として活用されている。技能実習制度は最長3年を限度に日本で技能を学ぶという建前のもとに、実態は最小限の賃金で外国人労働者を雇い入れるというしくみである。しかも、これまで国内での劣悪な受け入れ環境が国際的にも批判を受け、また来日する実習生は送り出し国においてエージェントに対して多額の借金をせざるを得ないなど極めて不健全な制度と指摘を受けている。その意味で、新しい制度の設計を模索すべきである。

高度人材について、政府はその増加を求めているが、思うような成果が上がっておらず、また人口減少に対応するような人数を想定していない制度である。2012年5月には「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」が導入された。対象となるのは、「学術研究活動」「高度専門・技術活動」「経営・管理活動」のいずれかの活動に従事する外国人が対象であるが、2013年4月6日時点において、高度人材外国人として認定を受けた数は434人に留まっている。現在の日本の世界の中での立ち位置を配慮の上で、より魅力的な内容を提示すべきである。またこの政策は人口減少についての対策にはなりえないほど人数的に少ないものであり、高度人材だけを歓迎する姿勢を示すのではなく、より幅広い分野で外国人の受け入れを検討すべきである。

以上、人口減少化において現在の日本の入国管理方針は不適切な状況であり、本格的な移民の受け入れを検討すべき時機に来ている。

またこれまで政府は日本へ移民としての受け入れを認めておらず、そのため日系ブラジル人など実質的には日本への移民と呼べる状況にありながら、本来移民であれば認められるべき、日本語学習の権利などはないがしるにされてきた。

人口減少下での日本においては、本格的な移民受け入れに向けて、どのような産業分野で現在及び将来に向けて人手不足であるのか等を勘案して移民の受け入れを行う必要がある。その際には日本語学習に対して十分な意欲を持つ優良な外国人を受け入れ、彼らの力を日本として最大限に発揮することが期待できること、また彼等自身もそのことによって日本で彼らの将来が開けるような人材の受け入れを選択的に行うべきである。

また移民を一足飛びに行うことに対する抵抗があると考えられることから、特区を使って実験的な受け入れを行うことも検討すべきである。現在、政府の国家戦略特区に対して「アジア青年移民受け入れ事業」が提案されているがそうしたパイロットプロジェクトからの実施も検討に値する。

外国人受け入れ体制に当たって政府の役割は極めて重要である。現状では外国人の受け

入れに対する政府の立場は曖昧であり、一時的な滞在か定住化が不明確なまま外国人の日本への流入が始まっている。定住者としての彼らの権利義務についても定かではない。また外国人への対応は現場レベルに任せられ、自治体においては国の明確な方針が無いために責任の所在が明らかでない中で中途半端な対応に終わっている例も多い。

これまで政府レベルで行われている施策として、文部科学省では 2009 年度補正予算の緊急雇用対策の一環として、同省の拠出により「子ども架け橋基金」を設置し、虹の架け橋教室を実施しているが、予算規模の小さくモデル事業的な試みに留まっている。

一方、総務省では 2006 年に「地域における多文化共生推進プラン」を示し、各自治体に対して、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう要請した。

その結果、多くの自治体で多文化共生推進プランが構想された。例えば、四日市市では 2010 年 5 月に多文化共生推進プランが策定された。このプランでは外国人を一時的な滞在者や労働者としてみるのではなく、地域でともに生活する仲間として認めることが必要としている。また外国人については「日本（地域）で生活していくことの自覚とその文化やルールなどについて理解し、日本人市民と共に地域の構成員としてまちづくりに参画していくことが求められる」としている。

多文化共生推進プランの内容は理想的なものといえるが、その策定は自治体の任意に任せられており、また事業についての政府の予算措置はない。その意味で実効性に欠ける政策といえよう。

今後、政府として外国人の受け入れ促進を行う決断をし、そのための政策を立案することが望ましい。これまでのようななし崩し的な受け入れを放置するのではなく、明快に外国人の受け入れ歓迎の姿勢を示すこと、また移民の受け入れを前提とした新たな入国管理設計を示すことが求められる。

日本への留学生は日本社会としても受け入れをすることに最も抵抗のない人たちである。その数を増やし、日本での定着を図るべきである。さらに海外の大学や専門学校を卒業し、真摯に日本語を学び、日本に定着したいと考える外国人青年を職業のマッチングの上で人材不足の業種や過疎地域で受入れるべきである。

政府として移民受け入れの重要性を明示するための政策として韓国の事例が参考になる。

韓国では 2007 年に在韓外国人処遇法が施行されている。この法律は外国人が韓国社会に適応して能力を十分に発揮し、国民と外国人の双方が理解し尊重しあう社会環境をつくることで、国の発展と社会統合に貢献することを目的としている。そのため、法務部が 5 年毎に基本計画を作り、関連する行政組織や地方自治体がそれに基づいて年度ごとの施行計画を樹立することになっている。さらに基本計画を審議、調整するための国務総理（大統領を補佐し行政各部を統括する役職）を委員長とする外国人政策委員会の設立を求めている。また外国人が社会に適応するための教育支援や差別防止・人権擁護の活動に取り組むとし、韓国民と外国人がともに尊重し、理解し合えるための環境づくりのために世界人の

日や世界人週間の設定を謳っている。

韓国に習って移民受け入れに関して日本でも包括的な法律（仮称として「移民受け入れに関する総合法」）を作る必要がある。その策定は（１）移民受け入れの総合体系の提示（２）予算の裏付け（３）国民、世界へのメッセージ、としての意義である。

本法律ができることにより、移民受け入れの総合体系の提示の面で、法務省、総務省、文部科学省など多様な省庁で行われていた在住外国人に関わる諸制度が大きな軸の中に位置づけられ、総合的な見地から移民受け入れにふさわしい法体系や事業の枠組みが構築されることが促進される。移民の受け入れを推進することを明示する法律の存在は政府としての移民受け入れの体系の構築とともに、移民の定義や彼らの権利、義務が明確になり、彼らの日本社会における存在意義をより明確に位置づけることが可能になる。

予算の裏付けについては、法整備の確立によって予算要求が容易になると同時に、それが政府として裁量ではなく義務的に行うべき支出であることが位置づけられることになる。新法律の制定によってそれぞれの事業が正式に位置づけられ、さらに新規の事業も追加されることになろう。そしてそれぞれの事業に必要な予算措置も可能となる。

本法律は日本国民及び世界へのメッセージとしても極めて大きな意味を持つ。本法律の制定によって、政府として日本が移民受け入れ国家の道を歩み始めることを宣言することを意味する。国民に対しては移民とともに暮らすことがこれからの日本社会のあり方となり、それに対する心構えを準備することを求めることになる。しかし、それは特別なことではなく、日本人としての思いやりを発揮し、ともに助け合い、お互いが刺激し合える関係の構築をめざすことを意味する。また本法律は国際的にもメッセージ性の強いものである。日本が本格的な人材の開国を行うことを宣言することであり、日本の将来に対する明るいメッセージとして世界に受け取られるだろう。

移民を受け入れる意義として、移民を単なる人口減少に伴う補充としての意味としてだけとらえるのではなく、彼らの持てる潜在力によって日本人と日本社会に刺激を与え、相乗効果が生み出されることに法律において言及すべきである。

4. ソフトランディング政策

次に、移民ソフトランディングとして、現在どのような活動があるかについて分析を行いたい。ソフトランディングのための活動として、以下の４つの活動に大別される。それぞれは相互に補完する関係にあり、明確に切り分けることはできないものもある。

（４）の日本社会での活躍、貢献は、他のソフトランディング政策が外国人が日本社会で暮らす上での課題の解決に焦点を当てたものであるのに対して、さらに一歩進めて彼らの積極的な貢献を引き出すための事業であり、新しい領域であるといえる。

- （１）日本語教育
- （２）生活相談

(3) 就業支援

(4) 日本社会での活躍、貢献

(1) 日本語教育

日本語教育は学齢期を対象とした日本語教育と成人を対象とする日本語教育に大別できる。地域レベルで行われている学齢期を対象とした活動に以下の様な活動がある。

愛知県西尾市では日本語理解が遅れている就学前外国人児童を対象に、小学校で使用するルール、数、文字などを教えている。外国人児童のためのプレスクールは市内五ヶ所の保育園等で週一回一時間開催され、語学面、生活面、学習面から児童を支援するものである。また外国人保護者が子どもを自信を持って学校に送り出せるような日本語教室も開催されている。

滋賀県近江八幡市では、ボランティア団体「ワールドアミーゴクラブ」が、外国籍を中心とした児童・生徒に、学校の宿題や日本語を学習する機会を提供するとともに、ゲームや食を通じて多様な文化交流を行い、日常生活を楽しく、健全に過ごすことができるよう支援している。

NPO「多文化共生センター東京」では高校に入学を希望する外国人の子どもたちに対して「たぶんかフリースクール」を開校し、従来の教育制度での適応が難しい子どもたちに対して補修等を行い、高校入学を実現するサポートを行っている。

群馬県大泉町にあるNPO「大泉国際教育技術普及センター」は、在日外国人の生涯学習支援、とりわけ子どもたちの学習支援を目的として、地元の企業経営者や地域内外の学識経験者、ブラジル人コミュニティ市域代表などを役員に迎えて2001年に設立された。ブラジル人学校を運営する他、日本人の小中学校を経済的な理由などによりやめざるを得なかった子ども達に対して、希望者を対象とした補習教室を開催している。

豊田市保見団地では、NPO「トルシーダ」が、不就学のこどものための日本語教室をベースに、団地内のお母さんたちや大人たちを対象とした大人の日本語教室や、仕事につながる日本語を教える教室等も開催している。愛知県の「豊橋ブラジル協会」では「虹の架け橋教室」を実施し、不就学の外国人児童生徒に学習の場を提供している。

虹の架け橋教室とは文部科学省が資金を提供して行っている事業である。文部科学省では2009年度補正予算の緊急雇用対策の一環として、同省の拠出により「子ども架け橋基金」を設置し、IOM（国際移民機関）の運営による日本語や教科指導等を行う教室を設置し、不就学・自宅待機等となっている子どもたちが公立学校等へ円滑に転入できることを目指している。平成24年度には23団体が事業を実施している。

一方、成人に対するボランティアの日本語教育も各地で行われている。全国のボランティア日本語教室についてはU-biqのサイトで紹介しているが、例えば秋田県では22教室、東京23区では77教室、長野県では23教室、福岡県では46教室が活動している。

こうした教室では日本に来たばかりで五十音から学ぶ人、片言の日本語で一生懸命話す

人、流暢な日本語で会話する人など様々な外国人に対する日本語学習の機会を提供している。

(2) 生活相談

「愛媛県国際交流協会（EPIC）」では外国人生活相談窓口を開設し、専任の相談員を配置して毎年 1000 件以上の相談を直接もしくはメール、電話で受け付けている。さらに他の組織と協力して、年に二回、外国人生活支援ネットワーク会議を開催し、地域の市町村の担当者とともに意見交換会を開催している。また EPIC キャラバン隊を組織し、県内各地で巡回外国人生活相談を実施している。

「北九州国際交流協会」では外国人市民のために、英語、中国語、韓国語、タガログ語、日本語の五ヶ国語の外国人相談窓口を開設し、相談員は全員外国人市民を採用している。また無料入国・在留・国籍手続き相談会や無料法律相談会など専門家による相談会も実施している。

「あいち医療通訳システム推進協議会」は 2012 年 4 月に本格運用を開始し、通訳派遣や電話通訳を行っている。さらに医療通訳者を養成するための試験・研修を実施している。同協議会は愛知県医師会と医療関係団体、愛知県、県内大学、県内市町村全 64 団体で構成され、市町村と愛知県の負担金によって通訳の養成や派遣コーディネートにかかる運営事務局経費をまかなっている。

京都市では、市役所、多文化共生センターきょうとらが中心となって京都医療通訳派遣事業が実施されており、市内の 4 つの病院に中国語、英語、韓国語の医療通訳者を派遣している。また通訳研修と選考、派遣事務と現場へのコーディネーターの派遣も実施している。受付問診時によく使う 300 症状を日本語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、英語、韓国語、インドネシア語間で翻訳する携帯電話で利用可能なシステムを開発した。また IT を活用して通訳を派遣できない遠隔地において、通訳が可能な You tran というシステムも開発された。

生活相談は自治体や国際交流協会が行う多文化共生事業の中で最もポピュラーなものであり、全国にその活動は広がっている。

(3) 就業支援

リーマン・ショック後に行われ始めた事業に定住外国人に対する就業支援がある。その活動は一部の地域に限られている。「埼玉県国際交流協会」は 2009 年度に「介護の仕事に役立つ日本語教室」を行い、介護の基礎、日本語講座、介護実習の講座を行った。また 2010 年度は「介護の仕事を始めよう！～外国人のための就職支援講座～」を実施した。

「グローバル人財サポート浜松」は、日系ブラジル人が日本で最も多く住んでいる浜松市においてリーマン・ショックの不況によって解雇された日系ブラジル人に対して、介護ワーカーとして働くことを目指して、そのために特化した日本語教室の開催、さらに訪問

介護員 2 級取得養成講座等を行った。

岐阜県可児市においては「可児市国際交流協会」が在住外国人を対象とした介護ヘルパー 2 級講座を実施した。この講座は二ヶ月間にわたって行われ、介護に関する講義のほか、介護演習や介護施設での実習も行った。さらに介護にかかわる 40 時間の日本語講座を実施した。

「滋賀県国際交流協会」では、外国人の子どもたちにとって日本の職場がイメージしにくく、またロールモデルもないことから、「外国にルーツを持つ高校生へのキャリアデザイン研修」を行った。高校生が実際の仕事の現場を見る体験の機会として、職場見学と先輩と語る会に参加したが、参加した高校生にとって好評だっただけでなく、参加企業にとっても地元で多くの外国人の子弟がいることの理解が深まった。

(4) 日本社会での活躍、貢献

外国人の持つ潜在力に注目し、彼らの日本社会への貢献を引き出そうという活動が少数ながら見られる。神奈川県「多文化町づくり工房」は、地域で外国人の子弟に日本語教育を行ってきた。その卒業生の若者が中心となって地域の防災リーダーとして地域住民への母国語での防災指導や災害時における多言語広報活動など、地域とのつながりを持って活動することを目的とした組織「トライエンジェルス」を立ち上げた。トライエンジェルスは日本人住民の間では高齢化が進むいちょう団地において若者による貴重な活動として高く評価されている。

「福島県国際交流協会」では外国出身者の知識や経験をより地域に生かすための研修会として「外国出身県民キーパーソンアカデミー」を実施している。この事業では、日本社会で活躍をしたい外国出身者を年間 5 回集めて、活動に向けてのワークショップを行うものである。研修会には先輩外国人として、日本人と同じよう PTA や町内会の役員を務めた人、会社を立ち上げ成功させた人、同国人コミュニティを立ち上げ様々な活動をする人などから話を聞く。この研修会に参加することで、国籍を超えて日本でともに頑張ろうという仲間ができたことが大きな励みになっている。

「武蔵野市国際交流協会」では 1995 年から「外国人会員企画事業」を実施している。この事業は地域に住む外国人が「サポートされるだけではなく、得意分野を生かして何かの役に立ちたい」という意見がでるようになったことがきっかけで生まれた。在住する外国人が料理、手芸、ダンスなどの得意分野を生かして講座を開き、地域の日本人と交流しながら活動する場が生まれた。さらに、2009 年からは外国人、日本人の区別なく得意分野を生かして地域に貢献する「国際交流及び国際協力に関するボランティア活動の支援」事業と改編され、語学ボランティア、保育ボランティア、FM ラジオ番組運営委員会で活躍する外国人も増えている。

5. 求められる日本人の新意識の醸成

移民を受け入れることに対して多くの日本人はネガティブな意識を持っている。移民という言葉そのものが犯罪者予備軍のようなニュアンスで捉えられ、移民と犯罪の増加を結びつける見方も根強い。また移民の増加によって日本人の職を奪われるという見方や、外交上の対立が深まる中国、韓国出身者への警戒感、欧州での移民の暴動報道による懸念、日本人のアイデンティティ変質への懸念などの見方も根強い。

その意味で日本人の意識の変換を求める事業の必要性は高いが、必ずしもそうした事業に焦点は当たっていない。地域社会においては、日本人との交流事業として取り組まれているものが多く以下の様な例がある。

「グローバル人財サポート浜松」は、地域に住む日系ブラジル人の地域社会での新たな可能性を開くために、文化コンシェルジュ事業を開始し、外国人が店を開業したり、イベントの実施や文化を紹介する活動のサポートを行っている。さらに日系ブラジル人のイメージ刷新をめざしてミスター、ミスを選ぶ「浜松グローバルコンテスト」を実施し、外国人が多く住む浜松としてスターを輩出し、多文化共生都市を内外にアピールしている。

「茨城県国際交流協会」では、茨城ふるさとファミリー事業として、留学生などを対象に県内の家庭で一泊二日滞在するホームステイ事業を実施している。留学生らはホストファミリーと買い物や料理をするなど持続的な交流のきっかけづくりとなっている。

茨城県の「阿見町国際交流協会」では、在住外国人の日本文化の促進を目的として、日本文化体験バスツアーを実施している。笠間工芸の絵付け体験や笠間稲荷神社、菊人形展を見学した。宮城県の「栗原市国際交流協会」では国際交流フェスティバルを実施しており、パネルディスカッションや郷土料理、伝統芸能の披露などが行われている。「京都市国際交流協会」は2014年3月にグローバル婚活事業として、100名の外国人、日本人男女による婚活パーティを実施した。

以上のような活動の多くは、日本人と外国人との交流を目的としており、その結果、日本人の外国人に対する意識を変える上で有効なものであるが、より戦略的に活動を行う必要がある。そのためには以下の4点が重要である。

- (1) 正しい知識による移民についてのネガティブな意識の払拭
- (2) 外国人の日本社会での活躍、貢献の認識の普及
- (3) 社会の受け入れシステムの導入（ユニバーサルデザインなど）
- (4) 人口減少時代の正しい危機意識と外国人受け入れの必要性の認識向上

(1) 正しい知識による移民についてのネガティブな意識の払拭について
多くの日本人は外国人の増加が犯罪の増加に直結するとの意識を持っている。しかし、警察白書によれば、外国人犯罪のピークは2005年であり、その後、外国人犯罪は急速に減少している。2011年は犯罪検挙件数では2005年の6割減、総検挙人数で5割減と激減している。一方、入国者数はリーマン・ショックと東日本大震災の2009年と2011年を除き増

加傾向にある。

また外国人の増加は日本人の若者の職を奪うとの認識も極めて根強い。しかし実態は少子化が進んでおり、3Kの労働市場では人手不足が甚だしく労働不足が日本経済の足を引っ張る事態となっている。人材不足によって経済活動が低迷し、その結果、日本人の若者の雇用自体も危ぶまれる可能性もある。

(2) 外国人の日本社会への貢献の認識の普及

現在、日本に住む200万人を越える外国人は日本社会で多様な貢献を行っている。外国人がいなければ日本社会が停滞しかねないという事実について多くの日本人が認識をしていない。また従来の多文化共生施策では外国人は支援が必要な人々であるとの認識が強く、そのために外国人の果たす役割や潜在力が十分に評価されてこなかった。

そうした状況を変えるためには、外国人が社会で果たしている役割を具体的に提示することが重要である。日本国際交流センターでは、昨年度実施した調査の「在住外国人と地域社会」において、外国人の貢献として8項目（世界への情報発信、異文化の紹介、NPOのリーダー、地域イベントのリーダー、地域経済の新たな活力、地域経済の下支え、日本文化の担い手、新たな価値観とライフスタイルの導入）を提示した。さらに高齢化した地域社会を支援する役割を担う例もあり、外国人の日本社会への貢献についての認識を広げることが求められる。

(3) 社会の受け入れシステムの導入（ユニバーサルデザインの視点）

外国人を日本社会に受け入れていくためには、彼らが日本社会に対して適応すると同時に、日本社会も彼らに適応することが求められる。とりわけ日本語の壁は厚く、日本人と同等レベルの日本語を外国人に求めると彼らのその他の力を無視する結果となってしまう。

本来、高い能力を持ちながら高度な日本語による試験を課しているEPA（経済パートナーシップ協定）で来日しているインドネシア人やフィリピン人の介護士、看護師候補生がその実例である。彼らの力をフルに生かすには日本社会が彼らに歩み寄ることが必要である。

そこで必要なのはユニバーサルデザインの発想である。ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計を指すが、日本社会や個々の組織特有の決まりごとを極力少なくするとともに、ルールの特示化が必要になる。日本人同士であれば以心伝心で伝わることからをどのような文化的背景を持った人に対しても説明できるようにすること、そしてその一方で不必要な詳細な決まりを思い切って廃止するような決断が望まれる。このことは外国人にとって理解が容易になり利用が進むだけでなく、身障者や年少者、高齢者にとっての利便性の向上につながる。

(4) 人口減少時代の正しい危機意識と外国人受け入れの必要性の認識向上

今後の加速度的な人口減少の理解や生産年齢人口の減少の一方で高齢者世代の増加という極めて不健全な人口動態の結果、日本社会の持続可能性が危ぶまれることへの危機意識が不足しているといえる。高齢化が深刻化する農林水産業では日本の若者が就職を回避した結果、それぞれの産業基盤を維持できない状況が生まれている。日本人だけでは日本の産業を支えきれないという現状についての理解が不足している。労働力不足への対応として政府は高齢者と女性の活用を打ち出しているが、それだけでは補いきれない状況について政府は認めるべきである。

6. 将来の日本のビジョンとしての多文化パワー社会

移民を受け入れた後、日本がどのような社会になることを目指すのかを政府として提示する必要がある。人手不足による企業や経済活動の衰退を回避できるだけでなく、目指すべき社会像についてビジョンを提示することが求められる。

異文化を受け入れることによって社会を発展させることを示すために、「多文化パワー」という考え方を援用することが考えられる。文化化パワーとは、さまざまな経験、文化、異なる意識を持つ外国人の隠された潜在力を発揮することで彼らの能力が生かされ、周囲の日本人を刺激し、両者の間でウィン・ウィンの関係が築かれ社会の活性化が図られることを指す。

日本社会として多くの外国人の若者を受け入れることによって、世界とのつながりを人々が実感できるようになり、閉塞感の打破が図られることが期待できる。また若者が社会に増加することで日本の将来に対する悲観論をも回避できる可能性がある。

さらにハングリー精神や上昇志向を持った外国人青年が社会に交わることによって、日本人自身も刺激を受け、両者の間で相乗効果が生まれることも期待できよう。また異文化を活用した新しい産業の創造や多様性を活かした既存産業の活性化などの道も開けることが想定される。

異文化の導入は社会に一定の混乱をもたらすことも予想されるが、それにも増して日本人も刺激を受けて外向き意識開花し、新しいエネルギー、活性化の起爆剤となることが期待できる。

外国人の受け入れに関しては、仮に3Kの分野を担う人材として受け入れを行ったケースにおいても、彼らや彼らの子どもたちが社会に底辺化しないしくみを作ることが重要である。移民の子どもたちに日本人と同等の教育を授けることが求められる。

移民は日本で成功することを目的に日本に定住を求めるのであり、また一般に彼らの子弟に対する教育に熱心である。米国では高度人材として受け入れた外国人ではなく、通常の移民として受け入れた子弟が産業の基板となる事業を作り出している。シリア移民の子どもだったスティーブ・ジョブズのような人材が生まれている。

まず彼らが日本の教育の落ちこぼれないように初期の日本語教育を徹底することが重要

である。そして、優秀な子どもたちには奨学金を与える必要がある。移民の子どもたちが日本でジャパニーズ・ドリームを思い描けるような制度を作ることが、彼らの潜在力を開花させる早道といえる。それぞれの子どもの状況にあった指導制度の導入など、すでに社会で働いている移民の成功者らの実例を若い彼らに示し、日本で生活しながら将来の道が開けることを示す必要がある。現在、各地域で日本語教育は行われており、その中の優良な事例を元に全国的な体制づくりを行うべきである。

草の根レベルで行うべき意識啓発活動として、地域にとって外国人住民は欠かせない存在という認識を一般市民に広めることが重要である。また単なる広報活動に留まらず、地域住民と外国人とのコミュニケーションの機会をできるだけ多く作ることが重要である。さらに、増加する外国人への対応という従来の多文化共生から一歩進んで、外国人住民の増加を歓迎するという姿勢を公に示すことも行うべきである。

草の根の団体は現場感覚が優れていることが最大の強みである。地域に根ざした活動を行うことによって、個々の在住外国人と顔の見える関係を作ることができ、彼らの抱える課題や可能性、潜在力について最も深く知ることのできる立場にあるといえる。

彼らに求められるのは地域レベルでの在住外国人に対するさまざまなサービスの提供とともに、新たな課題に果敢に取り組み事業化をしていくことであり、またその取り組みの評価を行い、成果の上がる取り組みについては全国的に普及を目指していくことである。そのためには国際交流協会や NPO の全国レベルの会議に積極的に参加して相互の情報交換を進める意欲を持つことが必要である。

外国人が増加すれば、日本にこれまでなかったさまざまな新規のビジネスも興り、海外との貿易や交流によるビジネスも盛んになるだろう。また地域社会に外国人が住み着くことで、消えかけている伝統文化や風習も日本文化を大切に考える外国人の手によって守られ受け継がれていく可能性もある。日本人と外国人の間での交流を密にし、好循環の関係を高めていくことが重要である。

7. 政府の役割

政府として4つの移民受け入れ政策の枠組みに沿ってそれぞれ対応をとることが求められる。人口減少下において政府として最初に求められるのは、健全な「移民」受け入れの議論を先導することである。移民の選別に当たっては、日本語を学ぶ意志を持った優良人材を入国させ、社会のニーズに合わせて幅広い分野で戦略的に受け入れることが求められる。

また日本では移民ということばがいまだタブー視される傾向が残っているが、人口減少下において移民の受け入れは避けられないものとなっている。そのことについての国民的な認識を急速に広げていく必要がある。そのため、正規入国の外国人については、「外国人歓迎」という明確なメッセージを政府として発信することが必要であり、また同時に定住外国人が日本社会においてすでに多大の貢献をしてきていることについて、一般国民に対

して認識拡大に努めることが求められる。また日本の一部に根強い差別意識の撤廃も国を上げて取り組むことも政府の役割である。ヘイトスピーチの取り締まりなど、他の先進国並みに法的な分野での人権制度の改革を早急に進める必要がある。人種差別に鈍感な国でいて、外国人の受け入れを進めようとしても難しい。

ソフトランディング政策の支援体制の整備が必要である。現在、すでにソフトランディング政策は多文化共生事業として全国各地で行われており、各地域は一定の経験を有している。欠けているのは政府による明確な方針の策定と予算措置である。方針の策定については、一定の法整備を行うことも念頭に実施すべきである。

最後に、日本人と外国人との間でウィン・ウィンの関係を作り出すことについてのビジョンの提示である。移民受け入れ後の日本の社会の発展モデルを提示することが求められるが、その際の一案として、「多文化パワー」（さまざまな経験、文化、異なる意識を持つ外国人の隠された潜在力を発揮することで彼らの能力が生かされ、周囲の日本人を刺激し、両者の間でウィン・ウィンの関係が築かれ社会の活性化が図られる）の理念をその中心にそえることが考えられる。移民受け入れのもたらすメリットと移民と共存する社会システムのあり方のビジョンを議論の上で広く一般市民に共有していくことが求められる。

※本報告提言は東芝国際交流財団の助成により実施した「多文化パワープロジェクト」によるものである。